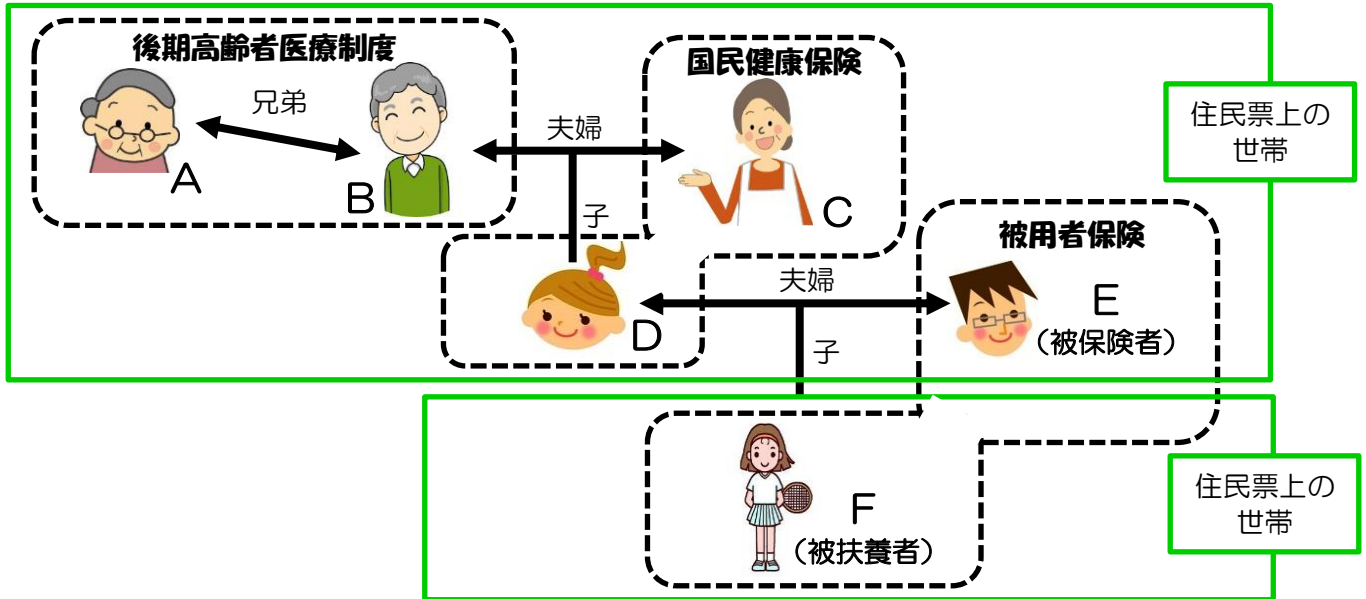


## 「支給認定基準世帯員」の参考資料

<例：以下の家族の場合>



### ケース① 受給者が「B」の場合【後期高齢】

⇒「A」が「支給認定基準世帯員」となります。（Bの配偶者「C」は別の保険（国民健康保険）に加入しているため、含まれません）

### ケース② 受給者が「D」の場合【国民健康保険】

⇒「C」が「支給認定基準世帯員」となります。（Dの配偶者「E」は別の保険（被用者保険）に加入しているため、含まれません）

### ケース③ 受給者が「E」の場合【被用者保険：被保険者】

⇒「支給認定基準世帯員」は無しとなります。

### ケース④ 受給者が「F」の場合【被用者保険：被扶養者】

⇒被保険者である「E」が「支給認定基準世帯員」となります。

※いずれの場合も、義務教育を修了していない方は原則支給認定基準世帯員とみなしません。

※いずれの場合も、税制での扶養・被扶養の関係は問いません。

※住民票上の世帯とは必ずしも一致しません。